

第 1 条（目的）

本規定は、児童の情報活用能力の育成と、インターネット取り扱い特に発信に関し個人情報保護する観点から、必要事項を定めることを目的とする。

第 2 条（インターネット利用の基本）

国富小学校においてインターネットを利用するにあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、みのり学習の推進等、学習課題に効果的に寄与するよう努めなければならない。
- (2) 教育上有害な情報の取り扱いについては、指導の徹底を図り、有害な情報に接続できないよう工夫するなど特に留意する。
- (3) 法令などを遵守するとともに、児童及び関係者の個人情報の保護に努める。
- (4) 本校の教育目的からはずれた利用は禁止する。

第 3 条（情報教育推進委員会）

学校長は、主にインターネットの活用の適正化と推進を図るため、校内に別に定める情報教育推進委員会をおくものとする。推進委員会は、学校長、教頭、教務及び情報教育担当で組織し、次の事項を協議する。

- (1) コンピュータ室の使い方についての基本事項
- (2) インターネットの取り扱いに関わる基本的事項
- (3) ホームページへの情報の登録・更新・抹消の審議
- (4) その他、インターネットの推進に関わる基本的事項

第 4 条（個人情報の定義及び保護）

- (1) 児童等の個人情報とは、児童等個人が特定できる情報（氏名、住所、電話番号、写真、所属、出席番号等）をいう。
- (2) インターネットで発信する児童の個人情報の範囲は、次の各項に定めるところによる。

①氏名

原則として名を用い、姓は使わない。ただし、同名の場合は姓の一部を（ ）で表記する場合がある。

②意見・主張等

児童の意見、考え、主張については、教育上の効果が認められる場合において発信することができる。

③写真

児童の写真を使う場合は、顔と名前が一致するような公開の仕方は禁止する。

- ④住所、電話番号、生年月日、趣味、特技、その他の個人情報は発信しないものとする。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、必要に応じて、年齢、趣味、特技等の自己紹介程度の個人情報を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生年月日は発信しないものとする。

- (3) インターネットによる児童等の個人情報を発信する場合は、本人及び保護者の同意を前提とし、教師の指導のもとに発信するものとする。その際、インターネットによる発信の意義と危険性について周知を図るものとする。

第5条（教師による指導の徹底）

- (1) インターネットを利用する場合には、他人を中傷しない、著作権・知的所有権に配慮するなど、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、児童の情報モラルの涵養を図るものとする。
- (2) 児童がホームページや電子メールで発信するデータや情報は、教師の確認を経て、外部に発信するシステムを構築するよう努める。
- (3) インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底するとともに、ブラウザソフトのセキュリティー機能を利用して教育上有害な情報にアクセスできないよう努める。

第6条（インターネットの主な利用形態）

インターネットの主な利用形態は、次に定めるものとする。

- (1) 情報の発信
各教科や特別活動での学習事項のまとめ等を、学校のホームページで発信する。
- (2) 情報の受信
学校のホームページに対する意見等を広く一般から受信する。
- (3) 情報検索及び収集
ホームページ・電子メールを利用して学習に関する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り回答を得たりする。
- (4) 教材作成
ホームページ・電子メールを利用して授業できる画像データや文書データを収集・加工して、教材作りに活用する。
- (5) 国内及び国際交流
ホームページ・電子メールを利用して、国内外の学校等と交流する。

第7条（取り扱い責任者及び責任範囲）

学校長は、インターネットの利用の適正化を図るため、インターネット取り扱い責任者を置くものとする。また、本校の定めるサーバー内にある本校のホームページに掲載された情報については学校長が責任を負う。

第8条（情報発信などの取り扱い）

次の点を考慮しながらインターネットを取り扱うこととする。

- (1) インターネット取り扱い責任者は、本校のホームページの作成・管理などを行う。また、作成されたホームページを本校の定めるサーバーへ転送する。児童の対外的な電子メールは安全面プライバシーの保護を考え、相当な期間、授業者が事前にチェックしてから発信する。また、児童への外からの電子メールも同様とする。

- (2) 本校からの発信するホームページの内容は、事前に職員に回覧し、共通理解を得た上でアップロードする。
- (3) 本校あての電子メールの扱いは他の公文書と同様に扱い、必要なものは回覧する。個人あてのものは、直接本人に伝達する。

第9条（ホームページ運用基準）

本校においてはホームページの運用を次のように定める。

- (1) 本校の特色や校内での児童の様子を、広く一般に紹介する。
- (2) 本校の行事の内容や予定を保護者ならびに地域住民に公開し、本校教育活動の理解と協力を得るために活用する。
- (3) 本人、もしくは保護者から発信内容の訂正や取り消しを受けた場合には、速やかに発信内容を変更する。
- (4) 小浜市教育委員会やその他の組織や団体、または個人から本校の発信内容に関する指摘を受けた場合には、速やかに校内で協議し適切な処置をとる。

第10条（ホームページ上での校内規定の明記）

本規定を学校のホームページ上で必ず明記するものとする。

第11条（校内規定の変更）

この校内規定は、全職員で協議し、よりよい情報発信ができるように、常に検討を加えるものとする。

附則 本規定は、平成14年4月1日から実施する。

本規定は、青垣町立佐治小学校及び名古屋市立牧野小学校のホームページ等を参考にさせていただいたことを付記する。